

# 子育て家庭を支援

## 各種手当・医療費助成など

区では、子育て家庭を支援するため、児童手当をはじめとする各種手当のほか、子ども医療費助成等を実施しています。

児童手当と子ども医療費助成の申請は、区の窓口のほか、郵送でも受付できます(申請書は区ホームページからダウンロードできます)。その他の手当等は、区の窓口で申請してください。なお、各種手当および、ひとり親家庭等医療費助成には所得制限があります。

各手当は申請日の翌月分からの支給となります。詳細は、区ホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。

子育て支援課係  
☎(3647)4754

### 児童手当

日本に居住している中学校卒業前(15歳に達した最初の3月31日まで)の児童を養育している親または養育者

【手当額(月額)】

○3歳未満…15,000円

○3歳～小学校修了前(第1子・第2子)…10,000円

○3歳～小学校修了前(第3子以降)…15,000円

○中学生(一律)…10,000円

○所得制限以上…いずれの区分も5,000円

※公務員の方(独立行政法人等に勤務の方を除く)は、勤務先

### 児童手当所得制限表

扶養親族の数	限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

※5月分までは平成23年中、6月分からは平成24年中の所得で判定  
※扶養親族が5人以上の場合は1人につき38万円を加算  
※生計中心者の所得で判定(夫婦の所得の合算はありません)

### 子ども医療費助成

中学校卒業前(15歳に達した最初の3月31日まで)の児童を養育している方

【助成範囲】各種健康保険法の定めにより、医療機関等に支払う医療費の自己負担分を助成

### 児童育成手当

母子・父子家庭または同様の家庭の方が対象です。

### 育成手当

18歳に達した最初の3月31日までの児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合

○父母が離婚した児童

○母が未婚で出生した児童

○父または母が死亡、生死不明の児童

○父または母に1年以上遺棄されている児童

○父または母が裁判所からのD

V保護命令を受けた児童

○父または母が1年以上拘禁されている児童

○父または母が1年以上拘禁されている児童

○父または母に重度の障害がある児童(障害の内容によっては該当しない場合あり)  
【手当額(月額)】  
1人につき13,500円

### 障害手当

障害のある20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合

○身障手帳1・2級程度の児童

○愛の手帳1・3度程度の児童

○脳性まひ、進行性筋萎縮症の児童

【手当額(月額)】  
1人につき15,500円

### 児童扶養手当

18歳に達した最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童を養育している父、母または養育者で、児童が次のいずれかに該当する場合

○父母が離婚した児童

○母が未婚で出生した児童

○父または母が死亡、生死不明の児童

○父または母に1年以上遺棄されている児童

V保護命令を受けた児童

○父または母が1年以上拘禁されている児童

○1人目  
9,780円、41,430円

○2人目 5,000円を加算

○3人目以降 1人につき3,000円を加算

### 特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合

○身障手帳1・3級程度の児童

○愛の手帳1・3度程度の児童

○長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

【手当額(月額)】  
○重度(身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度)の児童  
1人につき50,400円

○中度(身障手帳3級、愛の手帳3度程度)の児童  
1人につき33,570円

○父または母に重度の障害がある児童(障害の内容によっては該当しない場合あり)

【助成範囲】各種健康保険法の定めにより、医療機関等に支払う医療費の自己負担分(世帯の課税状況に応じその一部または全部)を助成

18歳に達した最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害のある児童を養育するひとり親家庭等の親

【手当額(月額)】  
○1人目  
9,780円、41,430円

○2人目 5,000円を加算

○3人目以降 1人につき3,000円を加算



または養育者で、児童が次のいずれかに該当する場合

○父母が離婚した児童

○母が未婚で出生した児童

○父または母が死亡、生死不明の児童

○父または母に1年以上遺棄されている児童

V保護命令を受けた児童

○父または母が1年以上拘禁されている児童

○父または母が1年以上拘禁されている児童

○1人目  
9,780円、41,430円

○2人目 5,000円を加算

○3人目以降 1人につき3,000円を加算

## 児童福祉週間

5月5日(日・祝)～11日(土)

君がいる ただそれだけでうれしいよ

### 地域の子育て力の向上を

5月5日こどもの日から始まる「児童福祉週間」は、こどもや家庭、こどもの健やかな成長について、国民が理解と認識を深めるために設けられ、期間中は各地でさまざまな取り組みが行われます。

区では基本構想のなかで、「未来を担うこどもを育むまち」を目指し地域社会が一体となって環境作りを行っています。

## 地域の身近な相談役 民生・児童委員 秘密厳守・困ったときは一人で悩まず相談を

民生・児童委員は、皆さんの福祉に関する相談(生活、高齢者やこども、障害に関する相談など)を聞き、区役所や関係機関につなぐ等必要な支援を行います。

民生・児童委員は秘密を守る義務があり、相談内容が漏れる心配はありません。悩みごとなどの相談が必要になったときは下記問い合わせ先へご連絡ください。担当地区の民生・児童委員を紹介します。

また、不登校や虐待など、こどもの問題を専門に活動する「主任児童委員」もいます。

この機会に、こどもたちの健やかな成長を願い、私たちにできることを考えてみましょう。

児童館・児童会館は、こどものための地域の遊び場です。遊び、スポーツ・工作など、年齢にあった活動を展開しています。

午前中は、乳幼児と保護者を対象に、体操や遊びのほか、保護者同士の仲間作りや子育て相談などの「子育てひろば」を行っています。午後や休みの日は、中学生までのこどもが集まり、



思い思いの過ごし方をしています。また、高校生を対象として、居場所作りの時間延長やボランティア育成プログラムを実施している児童館もあります。

詳しくは各児童館・児童会館のおしらせ・ホームページをご覧ください。直接各館にお問い合わせください。

☎(3647)9230



▲民生・児童委員の活動をイラストや写真で紹介



▲子育てひろばを通して保護者同士の地域の輪が広がります

「未来を担うこどもを育むまち」を目指し地域社会が一体となって環境作りを行っています。

児童館・児童会館は、こどものための地域の遊び場です。遊び、スポーツ・工作など、年齢にあった活動を展開しています。

思い思いの過ごし方をしています。また、高校生を対象として、居場所作りの時間延長やボランティア育成プログラムを実施している児童館もあります。